住所　横浜市金沢区富岡西４丁目48番19号
ジュリエタ・ディバイアン・フジタ　昭和27年７月15日生
住所　神奈川県茅ヶ崎市香川４丁目34番22―３号
エル・ジェイ・ガラノ　平成９年３月15日生
住所　神奈川県相模原市大野台２丁目12番２―707号
韓明熙　昭和26年７月10日生
住所　京都市中京区丸太町通衣棚東入玉植町223番地
鄭君子　昭和15年１月20日生
住所　京都市下京区五条通大宮西入下長福寺町279番地
アクタル・ウディン・アハメド　昭和37年１月１日生
住所　東京都日野市石田２丁目12番地４
ファルザナ・ナズニン・カナモ　昭和49年６月11日生
イルマ・アクタル　平成７年４月25日生
タハリマ・アクタル　平成９年１月13日生
モヒマ・アクタル　平成16年６月15日生
住所　名古屋市西区新道１丁目15番12号
曹禧成　昭和51年12月26日生

○外務省告示第四百十六号

コロンビア共和国政府は、平成十三年十二月二十一日にジュネーブで作成された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第一条の改正」の加入書を平成二十一年五月二十日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同改正は、平成二十一年十一月二十日にコロンビア共和国について効力を生ずる。

（平成二十一年五月二十日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十一年八月十日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百十七号

ミャンマー連邦政府は、平成四年十一月二十五日にコペンハーゲンで作成された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正」の加入書を平成二十一年五月二十二日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同議定書の改正は、平成二十一年八月二十日にミャンマー連邦について効力を生ずる。

（平成二十一年五月二十二日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十一年八月十日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百十八号

平成二十一年七月二十八日にマナグアで、道路維持管理能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がニカラグア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　道路維持管理能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　六億五千五百万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年九月三十日まで
4　署名者
日　本　側　**斎**藤伸一在ニカラグア大使
ニカラグア側　サムエル・サントス・ロペス外務大臣

平成二十一年八月十日

外務大臣　中曽根弘文

○外務省告示第四百十九号

平成二十一年七月二十八日にマナグアで、ニカラグア柔道連盟柔道器材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がニカラグア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ニカラグア柔道連盟柔道器材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　五千八百四十万円
3　贈与の供与期限　平成二十四年一月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　**斎**藤伸一在ニカラグア大使
ニカラグア側　サムエル・サントス・ロペス外務大臣

平成二十一年八月十日

外務大臣　中曽根弘文

○農林水産省告示第千八十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、生糸の日本農林規格（平成十年二月二十三日農林水産省告示第三百二号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十一年九月九日から施行する。

平成二十一年八月十日

農林水産大臣　石破　茂

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、地方農政事務所及び北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前の生糸の日本農林規格により格付の表示が付された生糸については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合字村東三六の二、字呉子谷三五二、字若土三九一、四〇二、外津汲字小当谷一〇四五の一、一〇四五の二、日坂字上野街道一九八八、字草居原一九八九、一九九〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　長崎県長崎市鳴見町九六六の二、一〇八一から一〇八三まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月十日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　三重県尾鷲市大字南浦字川ノ奥笹ばぜ三二八九の一、字汐ノ下り付二九三二、二九四三
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。